令和６年 11 月 19 日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症公費負担の終了に伴う請求事務について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪府より標記通知が発出されましたので、情報提供申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とした公費負担については、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課発出の事務連絡により、来年度以降、 国において予算措置を行わないこととされています。

今般の通知は、当該交付金を活用していた公費負担制度（下記参照）に関し、大阪府においても令和６年度末の支払い（令和７年２月診療分の請求時期 ）をもって予算措置を終了する方針である旨、知らせるものです。

公費負担部分に係る審査支払機関による請求 （返戻による再請求等を含む） の受付は、令和７年２月診療分の請求時期が最終となります。**未請求等がある医療機関におかれましては、必ず期限内にレセプト請求を完了する必要がありますのでご留意ください。**

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

＜追記＞本件は、本年１１月末発行第９３１号「社会保険通報」に掲載予定です。
（府内の医療機関には、本案内が大阪府より直送（郵送）されます）

●公費の終了について（大阪府通知より引用）

区分 （公費負担者番号）	制度の実施期間	請求の終了期限
入院公費 （公費負担者別の付与番号）	R5.5.1～R5.5.7 ※２参照	令和７年２月診療分の請求時期 （令和７年３月10日）※１
外来公費 （２８２７０６０１）	R2.4.1～R5.5.7	
入院一部公費 （２８２７０７００）	R5.5.8～R6.3.31	
治療薬公費 （２８２７０８０９）	R5.5.8～R6.3.31	

※１ 終了期限以降の請求（返戻による再請求等を含む全ての請求）については、対応いたしかねます。各請求やご不明点等のお問い合わせについては、期限に余裕をもって行っていただきますようお願いいたします。

※２ 感染症法に基づく入院公費（R5.4 月末までの入院）及び検査公費については、この限りではありません。

【問い合わせ先】

大阪府健康医療部感染症対策課事業推進グループ（06-4397-3248（平日9時～18時）

https://www.pref.osaka.lg.jp/o100050/iryo/osakakansensho/coronairyouhi.html

大阪府医師会地域医療１課（06-6763-7012）
大阪府医師会保険医療課（06-6763-7001）